

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱

制定 28 食産第 2762 号
平成 28 年 10 月 11 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 30 年 2 月 1 日 29 食産第 4536 号
改正 平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4453 号
改正 令和 元年 10 月 29 日 元食産第 2203 号

第 1 趣旨

平成 27 年 11 月に定められた「総合的な T P P 関連政策大綱」においては、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大により、「平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指す」こととしている。

これを受けて、平成 28 年 5 月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を速やかに軌道に乗せていくことが必要である。

また、環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P 11」という。）及び日 E U 経済連携協定（以下「日 E U ・ E P A」という。）の発効による関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、農林水産物・食品の輸出を加速させるための取組を緊急に実施することが重要である。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第 2 目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けて、「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「総合的な T P P 等関連政策大綱」等に基づき、国内外での輸出拠点の整備、輸出拡大のためのサポート体制の充実及び政府が主体的に行う輸出環境の整備を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長、生産局長、政策統括官又は水産庁長官（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

第 5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

第 6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農林水産物・食品輸出促進緊急対策

事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月29日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業 1 TPP・EU 等輸出拡大緊急対策 (1) グローバル産地強化緊急対策事業 ア 青果物グローバル産地緊急対策事業 イ 緑茶輸出産地緊急対策事業	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）（平成30年8月31日に農林水産省が立ち上げた輸出に意欲ある農林漁業者等を支援するプロジェクト）の取組の一環として、グローバル産地（海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地をいう。以下同じ。）を形成するため、十分な供給体制の整備、HACCPや相手国の検疫条件への対応等の規制への対応、商流の拡大・確保等への支援を一元的かつ集約的に行う。 青果物の更なる輸出に向けて、生産段階及び流通・販売段階における輸出特有の課題に対応したグローバル産地の形成、産地間の連携並びに国産青果物の通年供給体制の構築を図るため、以下の1から4までの取組を実施する。 1 グローバル産地の形成支援 輸出先国・地域等の求める条件や需要に対応した青果物のグローバル産地の形成に向けて、輸出先の残留農薬基準に対応した栽培暦の作成や海外需要に応じた生産技術の改善、最適輸送技術の実証等の取組を実施する。 2 グローバル産地間の連携支援 グローバル産地間の連携による相乗効果を発揮させるため、統一ブランドの推進や通年安定供給体制の構築に向けた技術の導入・実証等の取組を実施する。 3 機械・施設のリース方式による導入等の支援 1又は2の取組において必要な機械・施設のリース方式による導入等を支援する。 4 国産青果物通年供給体制構築の支援 輸出先国において、通年で国産青果物の売り場を確保するため、生産者又は生産者及び青果物等の輸出関連事業者で構成される協議会が取り組む複数の産地や品目を組み合わせてロットを確保する栽培、輸送実証等を支援する。 1 新たな栽培・加工技術の実証 海外ニーズの高い覆い茶の効率的な栽培技術や、海外で市場拡大が期待される茶葉のCTC（Crush Tear Curl）加工技術、カフェインレス化生産技術、粉末加工技術など新たな栽培・加工技術の実証を実施する。 2 残留農薬分析 日本茶の輸出拡大を図るための茶葉の残留農薬分析を実施	1 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体 2 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体

	する。	
ウ 畜産物輸出 産地緊急対 策事業	輸出先国のマーケットに適した畜産物を供給するため、以下の1から3までの取組を実施する。 1 新規解禁国・地域等のマーケットに適した畜産物を供給するための課題調査 2 課題解決に向けた検討会・研修会の開催 3 輸出に適した畜産物供給のための試験・実証	3 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
エ 水産物輸出 産地緊急対 策事業	日本産水産物の輸出を促進するため、輸出先国の品質・衛生条件への適合に向け、以下の1及び2の取組を実施する。 1 機器整備事業 計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、輸出先国が求める品質・衛生条件への適合に必要な機器整備を支援する。 2 管理運営事業 1の事業を円滑に実施するために必要となる事務を実施する。	4 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体
オ パスタ・菓子等の輸出 強化支援事業	T P P 1 1又は日E U・E P Aにより初めて関税が下げられる等、国境措置に著しい変化が生じるパスタ・菓子製造業及び特定農産加工業種等（特定農産加工業種及び関連業種（特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）第2条第2項に規定する特定農産加工業及び第3条第2項に規定する関連業種をいう。））について、国境措置の整合性の確保及び国産原料農産物の安定供給の確保の観点等を踏まえつつ、輸出促進につながる以下の取組を実施する。 輸出先国に求められる商品特性、輸出先国における規制等を考慮した新商品開発等、販路開拓・拡大のための国内外の製造業者・流通業者・生産者等との関係構築・強化（バイヤー等招へい、国内企業の輸出先国への派遣、専門家派遣等）、商品P R等のための研修、商品P Rも含めた販売等の実証試験、国内外のバイヤー等を対象とした食材の食べ方も含めた商談会の開催、P R活動等の拠点設置、マーケティング等のための調査への取組等	5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 輸出増加に向けた販売促進 や需要創出の 強化緊急対策 事業	T P P 1 1及び日E U・E P Aの発効による関税撤廃・削減の効果を活用しつつ、日本産農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出拡大を更に加速するため、以下の1から3までの事業を実施する。 1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業 (1) 海外見本市への出展 海外における日本産食品の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、T P P 1 1参加国やE U等の国・地域で開催される有望な見本市へジャパンパビリオンを出展する。 (2) 海外商談会の開催	6 独立行政法人日本貿易振興機構

	海外への日本産食品の新たな販路の確保・拡大に取り組む事業者と海外バイヤー等の現地流通事業者等との商談会をT P P 1 1 参加国やE U等の国・地域において開催する。 (3) 国内商談会の開催 海外への日本産食品の新たな販路開拓・販路拡大に取り組む事業者と有望な海外バイヤー等との商流構築を図るため、T P P 1 1 参加国やE U等の国・地域から海外バイヤー等を招へいし、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に商談会を開催する。 (4) 事業者サポート体制の強化 T P P 1 1 参加国やE U等の国・地域について、輸出に精通した専門家を国内に配置するとともに、輸出に関する情報提供、商品のP Rに必要な検査等の支援を行い、日本産食品の輸出に取り組む事業者へのサポート体制を強化する。 2 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業 次の(3)の事業を実施するとともに、(1)及び(2)の事業について、(3)の事業により公募、採択した事業実施者に対して、その要する経費の全部又は一部を補助する。 (1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等 T P P 1 1 参加国やE U等の国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ(コメ・コメ加工品に係るものを除く。)等について、明確な成果目標を設定し、展示会への参加、商談会の開催・参加、海外バイヤーの国内招へいその他の販売促進等を実施する。 (2) フードバリューチェーントータル実証 T P P 1 1 参加国やE U等の国・地域において、日本産食品の輸出を拡大する上で、これまで取組が進んでいない新たな輸送技術や販売手法等について、生産、加工・貯蔵、流通・輸送及び販売の各段階の関係者の参画を得ながら、ボトルネックとなっている構造的な課題を解決し、新たな物流と商流のフードバリューチェーンを形成するため、明確な成果目標を設定し、実証的取組を実施する。 (3) 事業実施者の公募等 (1) 及び(2)の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、事業実施者の公募、採択等を実施する。 3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業 日本食品海外プロモーションセンターにおいて、P D C A サイクルを実行しながら、T P P 1 1 参加国やE U等の国・地域において、対象品目の需要創出・拡大及び事業者が相応の価格で販売できる環境形成を目的として、マーケティングに係る取組を推進する。	
(3) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援事業	コメ海外市場拡大戦略プロジェクト(平成29年9月8日公表)の推進等により、コメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、以下の1から3までの取組を実施する。 1 戦略的輸出事業者等が行う海外市場開拓等の推進	7 政策統括官が別に定める者から公募により選定された団体

	戦略的輸出事業者（コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおいて、平成31年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として特定された者をいう。以下同じ。）が行うコメ・コメ加工品の輸出拡大のためのプロモーション、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地とのマッチング・有機的な連携、戦略的輸出事業者が連携して行う効果的な市場開拓、輸出先国における国内規制に対応するための取組等の推進を実施する。 2 日本産コメ・コメ加工品のプロモーション活動の強化 T P P 1 1 及び日 E U ・ E P A の発効による関税削減・撤廃や輸入規制の緩和を受けた効果的なプロモーション、輸出拡大が期待できる新市場開拓や訪日外国人旅行者への日本産コメ・コメ加工品 P R 、輸出先国における業務用需要の効果的な掘り起こし、日本酒・米菓・米粉・包装米飯等の重点的な P R 、抜本的な輸出拡大に向けた新規の取組等を実施する。 3 新たなビジネスモデルの構築等の実証的取組の支援 コメ・コメ加工品の輸出に取り組む事業者が行う新たなビジネスモデルの構築や物流の効率化等に向けた実証的取組を支援する。	
2 E U 等向け環境整備の加速化		
(1) 輸出環境整備緊急対策事業	日本産食品の輸出を促進するため、輸出先国の規制など輸出阻害要因の解消に向け、以下の 1 から 3 までの取組を実施する。 1 既存添加物等申請支援事業 E U 向けに我が国の既存添加物（クチナシ黄色素、クチナシ青色素及びベニコウジ色素）が含まれる日本産食品を輸出できるようにするため、E U の食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験に関するデータの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請に必要な取組を支援する。 2 サルモネラ管理計画等対応支援事業 日 E U ・ E P A 等の発効により獲得する関税撤廃のメリットを可能な限り早期に発現するため、輸出障壁に対応する環境整備を加速化することを目的として行う、サルモネラ管理計画等輸出先国の求める食品安全に係る検査に必要な取組を支援する。 3 輸出拡大の阻害要因の解消に向けた実証等支援事業 1 及び 2 以外の輸出に関する規制、商流構造上の課題、取引条件等の輸出拡大の阻害要因を解消するために必要な取組を支援する。	8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) インポートトランス申請加速化支援事業	緑茶生産において使用される主な農薬について、輸出相手国・地域に対し、日本と同等の残留農薬基準を設定申請するための取組への支援を実施する。	9 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 水産物輸出に	日本産水産物の輸出を促進するため、輸出先国が求める衛生	10 水産庁長官が別に

係る衛生管理計画等作成支援事業	条件等への対応に必要な調査、輸出先国への申請に必要となる計画等の作成及び申請等への支援を実施する。	定める者から公募により選定された団体
3 規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進事業		
(1) 植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業	日本の品種の海外流出の事態に対応するため、海外における品種保護のための環境整備を行うとともに、海外における品種登録出願に対する経費の支援を実施する。	11 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
(2) 国際認証取得等支援事業	農産物等の輸出拡大に向け、有機 J A S 認証、G A P 認証（G L O B A L G . A . P .、A S I A G A P）の取得等の支援及び G A P 認証審査員育成支援の取組を実施する。	12 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 持続可能な水産業の認証活用加速化事業	我が国の水産物が資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業由来であることを認証する水産エコラベルの活用加速化に向けた、国内外の事業者との連携やコンサルティング等を実施する。	13 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体

別表 2 (第 5 関係)

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
青果物グローバル産地緊急対策事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
国産青果物通年供給体制構築の支援に係る事業実施主体	生産局長
緑茶輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農林水産大臣
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
畜産物輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	生産局長
水産物輸出産地緊急対策事業の事業実施主体	水産庁長官
パスタ・菓子等の輸出強化支援事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援事業の事業実施主体	政策統括官
輸出環境整備緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
インポートトレランス申請加速化支援事業の事業実施主体	生産局長

水産物輸出に係る衛生管理計画等作成支援事業の事業実施主体	水産庁長官
植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業の事業実施主体	食料産業局長
国際認証取得等支援事業の事業実施主体	生産局長
持続可能な水産業の認証活用加速化事業の事業実施主体	水産庁長官

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第 91 条に定める管轄区域である。